

\ 既存の建物の活用をお考えの皆さまへ /

ちょっと待って その用途変更、その改修、 建築基準法に合っていますか？



既存の建物の用途変更をする場合、その多くが内部の改修を伴います。
また、建築基準法の規定は用途によって異なるものがあります。
確認申請が必要ない用途変更※や改修であっても、法令に適合させる
必要があります。

※ 用途変更する部分の面積が200㎡以下の場合など

違反をした建物所有者などは、建築基準法に基づく罰則の対象になる
ことがあります。

建築基準法違反とならないために、
建築士などの専門家へご相談いただくことをおすすめします。

違反になりがちな改修事例は裏面をご覧ください



違反になりがちな改修事



もともと火気を使用しない部屋にコンロを設置した。

➡ 火気使用室は内装材を準不燃材料等にする必要があります。



鋼製の扉を木製の扉に替えた。

➡ 防火区画された部分の扉は防火設備等にする必要があります。



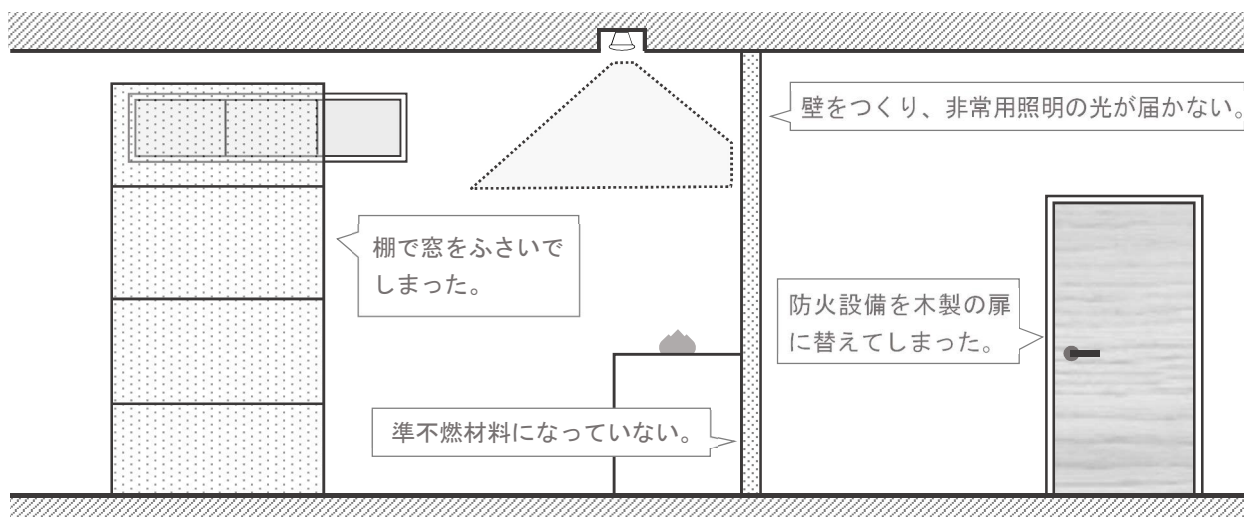
棚を置いて、窓をふさいでしまった。

➡ 換気等のために、開口部の面積を確保する必要があります。



新たに壁をつくって、非常用照明の光が届かなくなってしまった。

➡ 停電時でも安全に避難するため、非常用照明を設置し点灯しなければなりません。



上記のほか、用途地域による建物用途の制限など法令の内容は幅広いため、建築士などの専門家にご相談のうえ、適正に用途変更や改修を行ってください。